

議案第 26 号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和 34 年板橋区条例第 22 号）の  
一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第  
1 項」を加える。

第 15 条の 4 第 1 号中「7. 14」を「7. 13」に、「56」を「  
57」に改め、同条第 2 号中「3 万 9, 900 円」を「3 万 8, 800  
円」に、「44」を「43」に改める。

第 15 条の 12 第 1 号中「2. 29」を「2. 41」に、「56」を  
「57」に改め、同条第 2 号中「1 万 2, 900 円」を「1 万 3, 20  
0 円」に、「44」を「43」に改める。

第 16 条の 4 第 1 号中「1. 95」を「2. 49」に、「54」を「  
56」に改め、同条第 2 号中「1 万 5, 600 円」を「1 万 7, 000  
円」に、「46」を「44」に改める。

第 19 条の 2 第 1 号中「第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「  
第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の  
世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号におい  
て「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第  
1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給  
与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者  
（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）  
をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を  
有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金

額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「2万7,930円」を「2万7,160円」に改め、同号イ中「9,030円」を「9,240円」に改め、同号ウ中「1万920円」を「1万1,900円」に改め、同条第2号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「1万9,950円」を「1万9,400円」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,600円」に改め、同号ウ中「7,800円」を「8,500円」に改め、同条第3号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「7,980円」を「7,760円」に改め、同号イ中「2,580円」を「2,640円」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,400円」に改める。

付則第3条中「地方税法」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

付則第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令

和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る」に改める。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 8 条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 1 5 条、第 1 5 条の 4、第 1 5 条の 1 2、第 1 6 条の 4、第 1 9 条の 2 及び付則第 3 条の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の付則第 8 条の規定は、令和 3 年 2 月 1 3 日から適用する。

##### (提案理由)

保険料率、保険料の賦課割合等を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。